学校避難確保計画

対象災害:水害 (洪水·内水)

【 施設名:諏訪市立中洲小学校 】

令和4年3月作成

1. 計画の目的

この計画は、水防法第 15 条の 3 第 1 項に基づくものであり、本校児童の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

また、作成した避難確保計画に基づいて、安全な避難行動を確実に行うことができるよう、防災教育や訓練を行い、学校職員や児童に対して、土砂災害等に関する知識を深めるとともに、訓練等を通して課題等を抽出し、必要に応じてこの計画を見直ししていくものとする。

2. 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第 15 条の 3 第 2 項に基づき、遅滞なく、当該計画を諏訪市長へ報告する。

3. 計画の適用範囲

この計画は、本校に勤務又は在籍する全ての者に適用するものとする。

	 本校の状況	平日		休日		
	本校の仏流	児童	教職員	児童	教職員	
	昼間	約 630 名	約 40 名	0名	0名	
	夜 間	0名	0名	0名	0名	

※スポーツ開放登録団体等、学校施設利用者は除く。

4. 計画の見直し

避難訓練の結果や社会情勢の変化に伴い、定期的に見直すものとする。

5. 事前休業の判断について

大型台風の襲来等が予想され、児童の登校や学校生活の安全が確保されないと判断する場合については、午前5時の時点で諏訪市校長会(長)と諏訪市教育委員会が協議し、臨時休業または登校時間を遅らせる等の判断を行うとともに、午前6時にはメール配信システムにより、保護者に対しその旨を連絡する。

(例) 暴風警報または特別警報、大雨警報または特別警報、洪水警報等が発令されている場合

6. 防災体制

防災体制確立の判断時期に基づき、注意、警戒、非常対策の体制をとり、管理権限者が定めた統括管理者(校長)のもと、本部、通報連絡、搬出、避難誘導、救護、舎内点検、保護者対応の各係が避難誘導等の活動を行う。消火係は初期消火の必要が認められない場合は、直ちに避難誘導係に合流し、児童の避難誘導と児童掌握を行う。この際は避難誘導係長の指示のもとに行動する。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

【防災体制確立の判断時期及	ひ役	割分担	.]				
体制確立の判断時期		体制	活動内容	対応要員			
以下のいずれかに該当する場合 家諏訪市に洪水注意報発表 家宮川(中洲地点)氾濫注意情報 発表		注意体制確立	気象情報等の収集	本部通報連絡			
以下のいずれかに該当する場合 地区に高齢者等避難の発令 大雨洪水警報発表 宮川(中洲地点)氾濫警戒情報発表 発表		警戒体制確立	気象情報等の収集 使用する資器材の準備 保護者への事前連絡 周辺住民への協力依頼 要配慮者の避難誘導	本部 搬出・舎内点検 本部・保護者対応 本部・通報連絡・搬出 救護・避難誘導			
以下のいずれかに該当する場合 ②地区に避難指示の発令 ②宮川(中洲地点)氾濫危険情報 発表		非常態勢確立	校内全体の避難誘導	避難誘導 救護 舎内点検			
表内の事項のほか、統括管理者(が毛)	の性質					

表内の事項のほか、統括管理者(校長)の指揮命令に従うものとする。

■児童緊急連絡先一覧表 「別紙 1」のとおり
■教職員緊急連絡網 「別紙 2」のとおり
■外部機関等への緊急連絡先一覧表 「別紙 3」のとおり
■対応別避難誘導一覧表 「別紙 4」のとおり

7. 情報収集・伝達

(1)情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法		
気象情報	諏訪市防災メール、テレビ、ラジオ、インターネット(気象庁 HP キキクル、日本気象協会 HP、ウェザーニュース HP、その他情報提供機関のウェブサイト、SNS(ツイッター等))		
洪水予報 水位到達情報	諏訪市防災メール、インターネット(情報提供機関のウェブサイト、気象庁 HP キキクル・気象庁HP 諏訪市の防災情報)、LCV河川チャンネル		
高齢者等避難、避難指示	諏訪市防災メール、防災行政無線、テレビ、ラジオ、インターネット(市役所の HP ほか、SNS(ツィッター等))		

- ■停電時は、ラジオ、タブレット及び携帯電話等を利用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池やバッテリー等を備蓄する。
- ■提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の道路や水路の状況、斜面に危険な 前兆が無いか等、施設内から確認を行い、状況に応じて通学路点検を行う。

(2)情報伝達

- ① ロ頭、緊急連絡網、メール配信システム、または校内放送や職員室掲示板、タブレット (Teams)を用いて、体制の確立状況、気象情報、洪水予報等の情報を校内職員間で共有 する。
- ② 警戒体制下で非常体制に移行する恐れがある場合は、各学校から保護者に対してメール配信システムにより「非常体制に移行した場合には(△△△避難場所)へ避難する」旨を連絡する。
- ③ 非常体制に移行した場合には、諏訪市教育総務課(電話 52-4141、ファックス 53-8299、 教育総務課宛ての庁内 LAN メール kyoiku@city. suwa. lg. jp) に「これより△△△避難 場所に避難する」旨を連絡する。
- ④ 非常体制に移行した場合には、メール配信システムにて、保護者に対して「非常体制に移行したので、〇〇〇へ避難する。児童引き渡しは△△△避難場所において行う。児童引き渡し開始は、〇〇時頃とする(追って別途連絡する)。」旨の必要な連絡をする。
- ⑤ 避難の完了後、諏訪市教育総務課に、「避難が完了した」旨を連絡する。
- ⑥ 避難の完了後、メール配信システムにて、保護者に対して「避難が完了。これより△△ △避難場所において児童引き渡しを行う」旨の連絡を行う。

8. 避難誘導

(1) 避難場所、移動距離及び手段

避難所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。

1) 立退き避難(水平避難)を行う場合

立退き避難(水平避難)の場合の避難場所(浸水想定区域外の関連施設等)

	避難場所名称	移動距離	移動手段	
	型無物別 石		徒歩	車両
洪水	諏訪南中学校	700m	20 分	3分

2)屋内安全確保を行う場合

屋内安全確保(垂直避難)の場合

	建物名称	避難階	移動手段
洪水	本校校舎	2 階•3 階	階段

- ■本校は諏訪市の広域避難場所に指定されているため、学校での待機(垂直避難)が基本であるが、当日の状況に応じて避難場所を選択する。
- ■学校における想定浸水深が浅く、建物の家屋倒壊の恐れがない場合は屋内安全確保を図る ものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。
- ■浸水深が大きく、学校全体が浸水する恐れがある場合、浸水継続時間が長く、長期的に孤立する恐れがある場合、家屋倒壊等氾濫想定区域に位置する場合は立退き避難(水平避難)する。

(2) 避難経路

避難先までの経路図については、「学校周辺の避難経路図」のとおりとする。

(3)避難誘導方法等

- ① 避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- ② 避難誘導の際は、拡声器、メガホン等を使い、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- ③ 避難する際は、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。
- ④ 施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。

(4)学校周辺や避難経路の点検

① 学校周辺の点検

避難所に移動する際、施設敷地内の樹木や支障物が無いか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。

施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。

② 避難経路の点検

避難所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、教職員に情報を共有する。

(5)避難の実施

避難にあたっては、避難開始を校内放送等で「これより(どこへ)、(どうやって)避難を開始します」と、教職員、児童等に周知する。

9. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、次表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

≪避難確保資器材一覧≫

	備蓄品・資機材				
情報収集 - 伝達	□テレビ □ラジオ □タブレット □タブレット用ACアダプター □ファックス □校内 LAN パソコン □防災行政無線受信機 □携帯電話等 □懐中電灯 □電池 □携帯電話用バッテリー				
避難誘導	□名簿(教職員、児童等) □案内旗 □携帯電話 □タブレット等 □懐中電灯 □携帯用拡声器 □電池式照明器具 □電池 □誘導灯 □携帯電話用バッテリー □ライフジャケット □蛍光塗料				
校内の 一時避難	□水(1人あたり 0.50) □食料(1 人あたり 1 食分) □非常用トイレ(凝固剤等)□寝具 □防寒具 □ろうそく □マッチ・ライター □やかん □ポット				
衛生器具	□ウェットティッシュ □ゴミ袋 □タオル □手袋 □マスク □消毒用アルコール □トイレットペーパー □着替え				
医薬品	医薬品 □常備薬 □消毒薬 □包帯 □絆創膏 □救急バッグ				
資機材	資機材 □自家発電装置(発電機) □燃料(灯油) □工具類 □スコップ □石油ストーブ(電源がいらない物) □運搬用一輪車				
その他	口浮き輪 口園芸用支柱 ロロープ				
浸水を防ぐための対策(洪水の場合)					
口土のう	口ゴミ袋 ロビニール袋				
	土砂災害に対する避難を確保するための事前の対策				
□自家発電	□自家発電機 □壁の補強 □非常用サイレン(屋外設置) □()				

10. 防災教育及び訓練の実施

職員、児童等への防災教育及び訓練は、以下のとおり実施する。

- (1) 防災に係る研修
 - ① 気象情報について
 - ② 情報収集及び伝達体制について
 - ③ 避難判断・誘導について
 - ④ 本避難確保計画の周知

(2) 防災訓練

避難訓練は、研修と一連で実施することを基本とする。

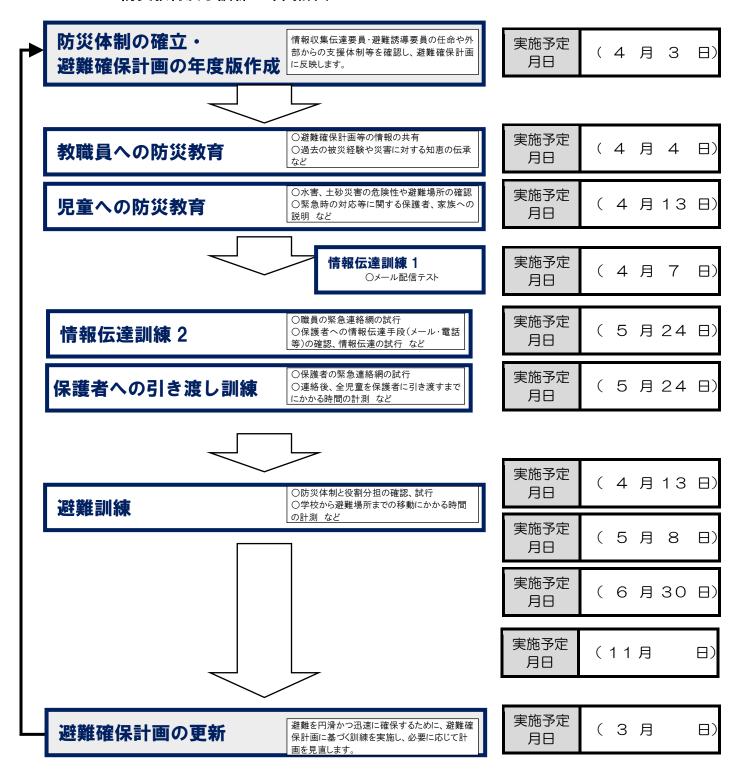
- ① 情報収集及び伝達訓練
- ② 避難訓練(学年に応じた避難手法、避難方法など)

(3) 実施時期

研修・訓練は出水期(6月)までに行うことを基本とし、概ね以下の予定で行う。

- ① 年間の防災教育及び訓練計画を毎年4月に作成する。
- ② 毎年4月に新規採用及び赴任教職員を対象に研修を実施する。
- ③ 毎年 5 月に全職員を対象とした情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。 ■年度途中で新規採用者がある場合は、別途研修を計画し、机上訓練等を実施する。

11. 防災教育及び訓練の年間計画



【学校周辺の避難経路図】

洪水時等の避難先は、ハザードマップから、以下の場所とする。



- ※Aコースを基本とするが、道路の状況により、Bコース、Cコースの避難経路も検討する。
- ※学校及び避難場所の位置、避難経路等を記載
- ※避難場所については、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じて見直しするものとする。

【別紙3】 外部機関等への緊急連絡先一覧表

連絡先	担当部署	電話番号	連絡可能時間	備考
市役所防災担当	危機管理室	0266-52-4141	平日 8:30-17:15 夜間休日:当直対応	
市役所学校担当	教育総務課	0266-52-4141	平日 8:30-17:15 夜間休日:当直対応	
消防本部	通信指令課	緊急通報 119		諏訪消防署 0266-52-0119
警察署		緊急通報 110		諏訪警察署 0266-57-0110 四賀交番 0266-23-0197
避難誘導等の 支援者	PTA			PTA会長 へ連絡
医療機関	はやし小児科内科	0266-53-7888 【短 0077】 FAX 53-8366		
医療機関	いちょう並木 クリニック	0266-58-5522 FAX 58-5521		
医療機関	きみづか整形外科 (外科)	0266-78-4001 FAX 78-4002		
医療機関	清水眼科	0266-58-6802 FAX 58-6867		
医療機関	くぼた耳鼻咽喉科 (耳鼻科)	0266-57-1187 FAX 57-1331		
医療機関	クリーン歯科	0266-58-8121 【短 0079】 FAX 58-8137		
医療機関	平林歯科	0266-52-1741 【短 0080】 FAX 58-8160		
医療機関	落合歯科	0266-53-3800 【短 0081】 FAX 58-7707		
医療機関	藤森歯科	0266-52-1182 FAX 52-6480		
医療機関	正田歯科	0266-54-2575 FAX 78-8699		

医療機関	アイン薬局	0266-58-6450	
医療機関	諏訪赤十字病院	0266-52-6111	
医療機関	五味医院(外科)	0266-52-1126	
医療機関	山口医院(整形外科)	0266-58-5252	
医療機関	土橋整形外科	0266-72-3226	
医療機関	なかす内科	0266-54-2230	
医療機関	なごみ歯科	0266-57-6480	
医療機関	諏訪中央病院(茅野)	0266-72-1000	
医療機関	湖畔病院(岡谷)	0266-27-5500	